

<事例>

株式会社岡直三郎商店(以下「会社」という。)は、令和3年度に、輸出先国の規制等に対応するために既存の醤油蔵の改修工事を行うとして、3年11月18日に交付決定前着手届を群馬県に提出していた。

その後、会社は、本件交付金事業について、同年12月1日に工事請負契約を締結し、事業費75,366,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして、同県に実績報告書、出来高設計書、工事請負契約書等を提出して、これにより交付金37,683,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の工事請負契約書等は虚偽のものであり、会社は、実際には交付決定前着手届を提出した日である同年11月18日より前(遅くとも同年9月1日まで)に前記の改修工事に係る発注を行っていた。

したがって、前記の交付対象事業費75,366,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金37,683,000円が過大に交付されていた。

持続的生産強化対策事業のうち学校給食用牛乳安定需要確保対策事業において、補助対象事業費に補助の対象とならない供給区域に要した経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,632,437円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(196) 関東農政局	一般社団法人神奈川県乳業協会 (事業主体)	—	持続的生産強化対策	4	12,688 (12,688)	12,688	2,632 (2,632)	2,632

一般社団法人神奈川県乳業協会(以下「協会」という。)は、学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るために、この補助事業の一つである学校給食用牛乳供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業(以下「本件事業」という。)を実施している。協会は、本件事業により、輸送費が他の地域に比べて高い傾向にある山間部等に所在する学校への学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部を供給事業者に支払っている。そして、協会は、この補助事業に要した経費と同額の国庫補助金の交付を受けている。

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知)等によれば、本件事業に係る国庫補助金は、学校給食用牛乳供給対策要領(平成15年15生畜第2865号農林水産省生産局長通知)に基づき都道府県知事が学校給食用牛乳の供給事業者及び供給価格を決定する単位として設定した区域(以下「供給区域」という。)において、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)等の指定地域が含まれている場合(以下、国庫補助金が交付される供給区域を「補助対象区域」という。)に交付されることとされている。そして、本件事業に係る学校給食用牛乳200cc当たりの補助金額は、0.5円以内とすることなどとされている。

関東農政局(以下「農政局」という。)は、令和3年度に補助対象区域の決定方法の見直しがあったことを踏まえて、情報提供の一環として、この補助事業の実施に先立って協会から農政局へ提出する事業実施計画の作成の参考のため、特定農山村法等の指定地域を確認して協会に対して補助対象区域を連絡するなどしていた。そして、農政局は、神奈川県における補助対象区域を確認するに当たり、特定農山村法の指定地域については、特定農山村法を所管する農林水産省のウェブサイト指定地域の情

報が掲載されていなかったことから神奈川県ウェブサイトに掲載されていた情報を確認した。農政局は、これを根拠に、協会に対して、秦野、厚木、伊勢原各市(以下「3市」という。)から成る供給区域を含む5供給区域が補助対象区域であると連絡した。

そして、協会は、農政局からの連絡に従って、当該5供給区域を補助対象区域とするなどとした事業実施計画及び交付申請書を農政局に提出し、その後、補助事業を事業費計12,688,994円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして実績報告書を農政局に提出し、国庫補助金12,688,994円の交付を受けていた。

しかし、農政局が特定農山村法の指定地域の根拠とした神奈川県ウェブサイトに掲載されていた情報は、中山間地域等直接支払制度の対象となる地域に関する情報であった。そして、3市についてみると、秦野市の一部が同制度の対象となる地域となっていたが、3市には特定農山村法等の指定地域に該当する地域はなかった。このため、3市から成る供給区域は補助対象区域とはならない。

したがって、3市から成る供給区域における本件事業に要した経費を除外して適正な国庫補助対象事業費を算定すると計10,056,557円となり、前記の国庫補助対象事業費12,688,994円との差額2,632,437円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額2,632,437円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農政局において、補助対象区域の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

特定地域経営支援対策事業の補助対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,052,900円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(197)	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県花卉園芸農業協同組合 (事業主体)	特定地域経営支援対策	30	336,000 (336,000)	224,000	3,079 (3,079)	2,052

沖縄県花卉園芸農業協同組合(以下「組合」という。)は、花き集出荷施設における荷さばき作業の効率を高めるとともに、出荷物の品質保持、日持ち性の向上を図るために、浦添市内において、花きの搬送ライン導入工事、荷捌場環境改善工事及び真空予冷装置導入工事(以下「搬送ライン導入工事等」という。)を実施している。

「特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱いについて」(平成23年22経営第7201号農林水産省経営局長通知)によれば、補助対象事業費は、施設等整備に係る工事費、実施設計費及び工事雑費であり、このうち、工事費は、建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費とされている。そして、施設等整備後の保守費用については、上記の工事費等に該当しないことから、補助の対象とならないこととなっている。

組合は、搬送ライン導入工事等を事業費336,000,000円(補助対象事業費同額)で実施したとして、沖縄県に実績報告書等を提出して、これにより国庫補助金224,000,000円の交付を受けていた。

しかし、組合は、施設等整備後の保守費用については補助の対象とならないのに、花きの販売管理等に関するシステムの管理サーバ機器の整備後に係る保守費用計3,079,350円を補助対象事業費に含めていた。